

高知県農林業災害対策資金利子補給補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県農林業災害対策資金利子補給補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 高知県農林業災害対策資金（以下「本資金」という。）は、次の各号に該当する被害を受けた農業者及び林業者等が、施設・機械器具等の復旧に必要な資金（以下「施設資金」という。）又は再生産等に必要な資金（以下「経営資金」という。）を農業協同組合等から借り入れる場合に、市町村が行う利子補給に対して、県が予算の範囲内において補助することにより、早期の復旧と再生産及び経営の安定に資することを目的とする。

- (1) 暴風雨等の災害によるもの
- (2) 県が指定する社会的・経済的環境の変化等によるもの

(補助の要件)

第3条 本資金は、市町村が行う利子補給事業であって、次の要件を満たしたものに対して適用する。

- (1) 貸付対象者は、農業又は林業を営む者のうち、別表1の貸付対象者の要件及び次の(ア)又は(イ)を満たすこと

(ア) 農業関係

前条第1号に該当する被害についての市町村長の証明、又は前条第2号に該当する被害についての市町村長の認定を受けた者（以下「被害農業者」という。）であること。

(イ) 林業関係

前条各号に該当する被害についての市町村長の認定を受けた者（以下「被害林業者」という。）であること。

ただし、前条第1号に該当する被害林業者は、別表2の被害基準に該当する旨の認定を受けた者であること。

- (2) 貸付対象者が県税の納入義務者である場合は、県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がない者であること。
- (3) 利子補給事業の対象とする融資機関は、農業協同組合、高知県信用農業協同組合連合会、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）その他県と農業近代化資金の利子補給契約を締結している融資機関とする。

(借入手続)

第4条 資金の借入れを希望する被害農林業者の借入手続については、次のとおりとする。

(1) 農業関係

第2条第1項第1号に該当する被害を受けた場合は、市町村長から罹災証明書(別記第1号様式の1)の交付を受け、これを災害の発生から6ヵ月以内に融資機関に提示して、借入申込を行う。

なお、施設が被災したことにより共済金が支給される場合、借入申込者は市町村長及び融資機関長に農業共済の共済金受領(予定)(別記第12号様式)(以下「申告書」という。)を提出するものとする。ただし、借入申込時に共済金受領額が確定していない場合は、確定した後、速やかに市町村長及び融資機関長に申告書を再提出するものとする。

また、第2条第1項第2号に該当する被害を受けた場合は、市町村長から社会的・経済的環境変化等による影響に係る農業被害認定書(別記第1号様式の2)の交付を受け、これを当該環境変化等による影響が生じてから1年以内に融資機関に提示して、借入申込を行う。

(2) 林業関係

第2条第1項第1号に該当する被害を受けた場合は、市町村長から被害認定書(別記第1号様式の3)の交付を受け、これを災害の発生から3ヵ月以内に融資機関に提示して、借入申込を行う。

また、第2条第1項第2号に該当する被害を受けた場合は、社会的・経済的環境変化等による影響に係る林業被害認定書(別記第1号様式の4)の交付を受け、これを当該環境変化等による影響が生じてから1年以内に融資機関に提示して、借入申込を行う。

(貸付条件)

第5条 本資金の貸付条件は、別表1に掲げるとおりとする。

(補助金の額)

第6条 県が市町村に対して交付する補助金の額は、別表3の貸付利率以内になるように市町村が利子補給した金額のうち、別表1で定める基準金利から別表3で定める貸付利率を引いた利率で計算した金額の2分の1以内の額とする。

(補助金交付対象期間)

第7条 補助金の交付対象とする期間は次のとおりとする。

(1) 農業関係

貸付実行のあった日から5年間

(2) 林業関係

貸付実行のあった日から、施設資金にあつては7年間、経営資金にあつては5年間

(補助金交付の承認手続)

第8条 被害農林業者に対し利子補給事業を行おうとする市町村は、あらかじめ補助金交付承認申請書（別記第2号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 市町村の利子補給要綱（最初の申請時のみ）
- (2) 資金借入申込書の写し
- (3) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書
- (4) 税外未収金債務の滞納がないことに関する誓約書兼同意書（別紙）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

なお、別表1に掲げる原資金のうち、農業近代化資金については(3)及び(4)の提出は不要とする。

2 県は、前項の規定による承認申請書を受取り、適当と認めたときは、補助金交付承認書（別記第3号様式）により当該市町村に通知するものとする。

(資金貸付けの報告)

第9条 貸付けを行った融資機関は、貸付実行後10日以内に貸付実行報告書（別記第4号様式）を市町村に提出するものとする。

2 市町村は、融資機関から貸付実行報告書の提出を受けた後10日以内に貸付完了報告書（別記第5号様式）を知事に提出するものとする。

(補助金の交付申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする市町村は、補助金交付申請書（別記第6号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書（別記第7号様式）
- (2) 事業成績書（別記第8号様式）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

2 前項の補助金交付申請書の提出は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの期間にかかる利子補給に要した経費について、それぞれ当該期間満了後45日以内に行うものとする。ただし、公庫資金の借入者に交付した利子補給額については、当該借入者が利子を支払った日の属する期間に要した経費として申請するものとする。

(補助金の交付決定)

第11条 知事は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請があったときは、申請にかかる内容について審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を当該市町村に補助金交付決定通知書(別記第9号様式)により通知するものとする。ただし、借入者が別表4に掲げるいずれかに該当するものと認められる場合にあっては、この限りでない。

(農協系統等資金の取扱い)

第12条 貸付けは、既存の農業制度資金を優先的に利用するものとし、農協系統等資金は、原則として農業近代化資金及び公庫資金により貸付けを受けられないものに貸し付けるものとする。

- 2 貸付額は、万円単位とする。
- 3 約定償還額は千円単位とし、端数は初回に調整する。
- 4 貸付実行及び払出事務については、農業近代化資金の取扱いに準ずるものとする。

(公庫資金の利子補給申請等)

第13条 公庫資金の借入者は、市町村から受ける利子補給金の交付の申請及び受領について、委任状(別記第10号様式)により管内の農業協同組合等に委任するものとする。

- 2 前項の委任を受けた農業協同組合等は、市町村長が別に定める方法により利子補給金の交付の申請を行い、交付を受けるものとする。
- 3 前項の交付を受けた農業協同組合等は、第1項により委任した借入者のそれぞれの預金口座にそれぞれの利子補給金を振り替えるものとする。
- 4 前項の振替を終えた農業協同組合等は、速やかに利子補給金振替完了報告書(別記第11号様式)を市町村長に提出するものとする。

(補助の条件)

第14条 市町村は、補助事業の実施に当たっては、別表4に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。

(検査及び報告)

第15条 知事は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた市町村、融資機関及び資金の借入者に対し、関係帳簿、書類その他必要な物件を検査し、又は必要な報告を求めることができる。

(補助金の返還等)

第16条 知事は、市町村、融資機関又は借入者がこの要綱に違反したときは、当該市町村に対し交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(情報の開示)

第17条 市町村又は市町村の行う利子補給に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年10月20日から施行し、平成11年4月1日以降に発生した暴風雨等による災害について適用する。ただし、施行日以前に発生した災害については、第4条第1項の規定は、平成12年1月31日までとする。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に承認した補助金については、同日以降もなおその効力を有するものとする。

附 則

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月20日から施行し、平成16年4月1日以降に発生した暴風雨等による災害について適用する。ただし、施行日以前に発生した災害については、第4条第1項で規定する被害農林業者から融資機関への借入申込みの期限を、平成17年1月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。ただし、この要綱の施行前に承認した補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。ただし、この要綱の施行前に承認した補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成19年7月2日から施行する。ただし、この要綱の施行前に承認した補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。ただし、この要綱の施行前に承認した補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。ただし、この要綱の施行前に承認した補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。ただし、この要綱の施行前に承認した補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、この要綱の施行前に承認した補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、この要綱の施行前に承認した補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年7月31日から施行する。ただし、この要綱の施行前に承認した補助

金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、この要綱の施行前に承認した補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、この要綱の施行前に承認した補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、この要綱の施行前に承認した補助金については、なお従前の例による。